

件名	愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例		
主管課	税務課		
根拠法令等			
【改正の概要】			
1 実施期間			
平成17年4月1日から平成22年3月31日			
⇒ 平成22年4月1日から平成27年3月31日			
(実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行う。)			
2 税率・税額			
個人 年額500円 ⇒ <u>700円</u>			
法人 均等割標準税率の5%相当額 ⇒ 均等割標準税率の <u>7%相当額</u>			
資本金等の金額の区分	均等割標準税率	5%	7%
50億円超	800,000円	40,000円	<u>56,000円</u>
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	<u>37,800円</u>
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	<u>9,100円</u>
1,000万円超1億円以下	50,000円	2,500円	<u>3,500円</u>
上記以外	20,000円	1,000円	<u>1,400円</u>
施行日	平成22年4月1日		
【その他参考事項】			
1 課税対象			
県内に住所、事業所等を有する個人・法人			
2 納税義務者			
個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者			
3 納税方法			
個人県民税は、市町が給与所得者・公的年金受給者については特別徴収、事業所得者については普通徴収する。			
法人県民税は、法人が県に申告納付する。			